

# 定期預金

平成 28 年 10 月 3 日現在

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| 商品名<br>(愛称名)                  | 振り込め詐欺防止定期預金 (まるせいお守り隊)   |
| 販売対象                          | ・60 歳以上の個人(個人事業者を含む)<br>※本商品を契約していただいた方は、200 万円以上の預金の現金支払いをする場合に預手プラン(自己宛小切手による支払い)に準じた取扱いについてご了承いただきます。  |
| 預入期間                          | ・定型方式----1 年 ※証書式・自動継続限定  |
| 預入<br>①預入方法<br>②預入金額<br>③預入単位 | ・一括預入です<br>・50 万円以上 1,000 万円以内です<br>・1 円単位です  |
| 払戻方法                          | ・満期日以降に一括して払戻します  |
| 利息<br>①適用金利<br>②利払方法<br>③計算方法 | ・固定金利です<br>・預入時の店頭表示の利率(スーパー定期 1 年もの)に 0.030%を上乗せした利率を適用します<br>・自動継続後の利率は、継続日におけるスーパー定期預金の店頭表示金利の利率(スーパー定期 1 年もの)に 0.030%を上乗せした利率を適用いたします<br>・満期日以降に一括して支払います<br>・付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算                    |
| 税金                            | ・利息には 20%(国税 15%、地方税 5%)の税金がかかります (ただし、マル優を利用の場合は除きます)<br>※平成 49 年 12 月 31 日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税 15.315%、地方税 5%)の税金がかかります   |
| 付加できる特約事項                     | ・マル優の取扱いができます   |
| 中途解約時の取扱                      | ・満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします  |
| 金利情報の入手方法                     | ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください   |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置              | 【苦情処理措置】本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9 時~17 時、電話:0120-812-504)にお申し出ください<br>【紛争解決措置】所定の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出下さい<br>なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です |

(1/2)

# 定期預金

平成 28 年 10 月 3 日

|              |                         |
|--------------|-------------------------|
| 商品名<br>(愛称名) | 振り込め詐欺防止定期預金 (まるせいお守り隊) |
|--------------|-------------------------|

|            |  |
|------------|--|
| その他参考となる事項 | <ul style="list-style-type: none"><li>・証書式のみの取扱いです。</li><li>・預金保険制度の付保対象預金です</li><li>・預金保険によって元本 1,000 万円までとその利息が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して 1,000 万円までとその利息が保護されます)</li><li>・ATM でのご成約はできません</li><li>・本商品契約者が預金の現金支払いをする場合において、自己宛小切手を発行する場合の自己宛小切手発行手数料を無料とします。</li><li>・新規預入時における上乗せ金利については金融情勢の変化等により、変更させていただく場合があります。又、本商品の取扱いを中止した場合には、自動継続後の利率は継続日における店頭表示の利率(スーパー定期 1 年もの)を適用いたします。</li></ul> |
|------------|--|

(2/2)